

令和6年1月26日、日置市農業委員会会長奥和俊は、令和5年度1月総会を日置市役所日吉支所2階大会議室に召集した。

〈 会議に付した議案 〉

議案第58号	農地法第3条許可申請書審議について	(11件)
議案第59号	農地法第4条許可申請書審議について	(3件)
議案第60号	農地法第5条許可申請書審議について	(11件)
議案第61号	非農地証明願出書審議について	(1件)
議案第62号	農用地利用集積計画審議について	(80件)
議案第63号	日置市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について	(1件)
議案第64号	農作業標準賃金表及び農地の賃借料情報に係る審議について	(1件)

〈 出席委員 〉 (18人)

1番 奥 和俊 (会長・議長)	2番 地頭所 忠一	3番 楠 眞憲
4番 重水 賢治	5番 山口 義廣	6番 久保 聖子
7番 荒木 信之	8番 銚之原 正美	9番 黒葛 クルミ
10番 上原 孝一	11番 今屋 政市	12番 池田 初男
16番 梅本 昭広	14番 今村 龍太郎	15番 宮脇 誠
19番 中玉利 一朗	17番 西園 賢一郎	18番 横山 義晴

〈 欠席委員 〉 (1人)

13番 満尾 修一

〈 出席推進委員 〉 (15人)

20番 佐藤 洋三	21番 松崎 秀樹	22番 下池 健悟	23番 川畑 直樹
24番 有村 昭郎	25番 南田 達宏	26番 榎園 博文	27番 池田 直人
28番 櫛元 和則	29番 濱崎 浩一	30番 田中 博視	31番 有馬 孝一
32番 鶴田 浩志	33番 田中 宏和	34番 永野 彰一	

〈 欠席推進委員 〉 (0人)

〈 事務局等出席者 〉

農業委員会事務局

事務局長	吉富 良一	次長兼農業振興係長	松尾 諭録
農地調整係長	小園 和仁	農業振興係	野崎 富子
農地調整係	石塚 健一		

(開会 9時00分)

会長 ただいまから、令和5年度1月定例総会を開会します。
本日の出席委員は19名中18名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数を満たしておりますので、総会は成立しております。
また、農地利用最適化推進委員が15名出席しております。
なお、満尾委員から欠席届が提出されています。
それでは、総会議事日程に従いまして、進行させていただきます。

会長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。日置市農業委員会総会会議規則第13条の規定により、議事録署名委員として、16番「梅本 昭広」委員と17番「西園 賢一郎」委員を指名させていただきます。

会長 次に、日程第2、議案第58号「農地法第3条許可申請書審議」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

事務局 2頁から4頁の11件です。

番号1の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は12,684㎡、作物は水稲です。
番号2の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は2,055㎡、作物は水稲です。
番号3の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は604㎡、作物は野菜です。
番号4の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は7,310㎡、作物は水稲です。
番号5の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は7,286㎡、作物は水稲です。
番号6の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は39,225㎡、作物は水稲です。
番号7の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は226㎡、作物は野菜です。
番号8の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は423㎡、作物はライムです。
番号9の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は153㎡、作物は野菜です。
番号10の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は5,684㎡、作物はいちご及び水稲です。

番号11の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は2,743㎡、作物は野菜です。
以上、計11件、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。
説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

4番 議案第58号の番号1について報告いたします。

令和6年1月19日、私と副の松崎委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

4番 議案第58号の番号2について報告いたします。

令和6年1月19日、私と副の松崎委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は、耕作中及び一部草刈等で耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

4番

議案第58号の番号3について報告いたします。

令和6年1月19日、私と副の松崎委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。農地の現況は、草刈等で耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

8番

議案第58号の番号4と番号5については、同一敷地内ですので、一括して報告いたします。

令和6年1月22日、私と副の池田委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

11番

議案第58号の番号6について報告いたします。

令和6年1月21日、私と副の鶴田委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

10番

議案第58号の番号7について報告いたします。

令和6年1月20日、私と正の満尾委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

15番

議案第58号の番号8について報告いたします。

令和6年1月22日、私と副の黒葛委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。農地の現況は、重機等により耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

17番 議案第58号の番号9について報告いたします。

令和6年1月20日、私と副の田中宏和委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は、草刈等で耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

18番 議案第58号の番号10について報告いたします。

令和6年1月19日、私と副の有村委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

18番 議案第58号の番号11について報告いたします。

令和6年1月19日、私と副の有村委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は、草刈等で耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。議案第58号のすべての案件について、許可相当との報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第58号のすべての案件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第58号のすべての案件について、許可することに決定しました。

会長 次に、日程第3、議案第59号「農地法第4条許可申請書審議」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 資料の16頁をご覧ください。3件です。

番号1の転用目的は、貸駐車場です。

なお、既に、転用済みのため始末書を添付しての申請です。

番号2の転用目的は、牛舎です。

なお、申請地は農用地区域内農地であり、令和5年12月28日付けで用途変更済みであります。

また、後ほど審議していただきます5条申請分の議案第60号番号6と一体的に利用するもので、全体面積は1,664㎡です。

番号3の転用目的は、資材置場です。

なお、令和5年12月22日付けで、農用地区域内農地からの除外決定済みであります。また、事前着手しており、始末書を添付しての申請となっております。

以上3件、農地法第4条第6項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

20番 議案第59号の番号1について報告いたします。

令和6年1月19日、私と正の奥会長は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は非農地相当です。

農地の区分については、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域内にある農地であるので、第3種農地の都市計画用途地域内農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第4条第6項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

7番 議案第59号の番号2については報告いたします。

令和6年1月22日、私と副の南田委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の区分については、農用地区域内農地であるが、農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供するので、農用地区域内農地の農用地利用計画指定用途と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第4条第6項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

14番 議案第59号の番号3について報告いたします。

令和6年1月23日、私と副の永野委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は非農地相当です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約1.0haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第4条第6項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。

議案第59号のすべての案件について、許可相当との報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第59号のすべての案件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第59号のすべての案件について、許可することに決定しました。

会長 次に、日程第4、議案第60号の「農地法第5条許可申請書審議」を議題とします。

それでは、議事参与制限の案件を先に審議します。榎園博文委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

26番 [退席]

事務局の説明を求めます。

事務局 資料の21頁の番号6です。

この案件は、榎園推進委員が譲渡人のため、議事への参与を制限いたします。

転用目的は、牛舎、権利種別は所有権移転です。

先ほどの4条申請の議案第59号の番号2と一体的に利用するものです。

なお、申請地は農用地区域内農地であり、令和5年12月28日付けで用途変更済みであります。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

7番 議案第60号の番号6について報告いたします。

令和6年1月22日、私と副の南田委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の区分については、農用地区域内農地であるが、農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供するので、農用地区域内農地の農用地利用計画指定用途と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。議案第60号の榎園委員が関係する番号6の案件について、許可相当との報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第60号の榎園委員が関係する番号6の案件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第60号の榎園委員が関係する番号6の案件について、許可することに決定しました。

榎園委員に着席の連絡をしてください。

26番 [着席]

会長 次に、日程第4、議案第60号の議事参与制限以外の案件を議題とします。

事務局の説明を求めます。

- 事務局 番号6を除く10件について、説明いたします。
- 番号1の転用目的は、宅地造成、権利種別は所有権移転です。
- 番号2の転用目的は、一般住宅、権利種別は所有権移転です。
- 番号3の転用目的は、資材置場、権利種別は所有権移転です。
- なお、申請地は、令和5年12月22日付けで、農用地区域内農地からの除外決定となっております。
- 番号4及び番号5の転用目的は、工事用道路、資材置場、権利種別は賃借権設定です。
- この2つの案件は、西回り自動車道の4車線化の工事に伴う一時転用で、一体的に利用し、合計面積は925.9㎡です。また、転用期間は許可日から令和10年3月31日までです。
- 番号7から番号10の4つの案件の転用目的は、駐車場、休憩所、権利種別は賃借権設定です。
- この4つの案件も西回り自動車道の4車線化の工事に伴う一時転用です。転用期間は、令和6年2月1日から令和8年3月31日までです。
- また、番号8については、既に転用済みのため始末書を添付しての申請です。
- なお、番号9についての申請面積は、420㎡のうち286.95㎡ですが、残りの133.05㎡については、既に令和5年9月28日付けで、今回の番号4番号5の申請人の借人が、既に転用許可済みであります。
- 番号11の転用目的は、一般住宅、ドッグラン、駐車場、権利種別は所有権移転です。
- 以上、番号6を除く10件、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。
- 説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。
- 会長 現地調査員の報告をお願いします。
- 20番 議案第60号の番号1について報告いたします。
- 令和6年1月19日、私と正の奥会長は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。
- 農地の区分については、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域内にある農地であるので、第3種農地の都市計画用途地域内農地と判断しました。
- 資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。
- 許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。
- 転用事業面積の妥当性は、妥当です。
- 災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。
- 総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。
- 以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。
- 2番 議案第60号の番号2について報告いたします。
- 令和6年1月23日、私と副の久保委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は非農地相当です。
- 農地の区分については、土地区画整理法第2条第1項に規定する土地区画整理事業の施行に係る区域内にある農地であるので、第3種農地の土地区画整理区域内農地と判断しました。
- 資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。
- 許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。
- 転用事業面積の妥当性は、妥当です。
- 災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。
- 総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。
- 以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。
- 3番 議案第60号の番号3について報告いたします。
- 令和6年1月22日、私と副の有馬委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約1.0haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

また、資料の25頁の白黒地図の申請地に隣接する東側の土地については、畑となっていますが、日置市の土地であり、地目変更していないだけで、実際は接道しており、出入りができる状態です。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

5番 議案第60号の番号4及び番号5については、隣接して一体的に利用し、また農地の現況も同じであるため、一括して報告いたします。

令和6年1月23日、私と副の梅本委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は非農地相当です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.1haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

一時転用の妥当性は、妥当です。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

8番 議案第60号の番号7について報告いたします。

令和6年1月22日、私と副の池田委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は草刈り等で耕作できる農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.1haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

一時転用の妥当性は、妥当です。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

8番 議案第60号の番号8について報告いたします。

令和6年1月22日、私と副の池田委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は非農地相当です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.1haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

一時転用の妥当性は、妥当です。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

12番 議案第60号の番号9について報告いたします。

令和6年1月22日、私と副の銚之原委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は耕作中の農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約2.2haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

一時転用の妥当性は、妥当です。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

12番 議案第60号の番号10について報告いたします。

令和6年1月22日、私と副の銚之原委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は非農地相当です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.1haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

一時転用の妥当性は、妥当です。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

18番 議案第60号の番号11について報告いたします。

令和6年1月20日、私と副の有村委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は耕作中の農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.2haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。

議案第60号の議事参与制限以外のすべての案件について、許可相当との報告をいただきました。何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第60号の議事参与制限以外のすべての案件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第60号の議事参与制限以外のすべての案件について、許可することに決定しました。

会長 次に、日程第5、議案第61号「非農地証明願出書審議」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

事務局 資料の34頁をご覧ください。1件です。
非農地に至った理由及び現在の状況について説明します。
番号1は、20年以上経過した宅地です。
説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

19番 議案第61号の番号1について報告いたします。
令和6年1月21日、私と副の榎園委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
当該農地の現況は非農地相当です。
認定基準の該当項目は、2号宅地で農地として利用できない土地です。
総論としまして、非農地証明書交付要綱第3条に該当しているので非農地として証明することが相当であると判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。議案第61号の案件について、非農地として証明することが相当であると報告をいただきました。

会長 何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第61号の案件について、非農地として証明することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第61号の案件について、非農地として証明することに決定しました。

会長 次に、日程第6、議案第62号「農用地利用集積計画審議」を議題とします。
それでは、議事参与制限の案件を先に審議します。
松崎秀樹委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

21番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 37項の所有権移転分の番号1、番号2です。売買です。
面積について、田は884㎡、畑は無し、計884㎡、作物は水稻です。
本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定に基づき作成され、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

会長 何かご質疑等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第62号の松崎委員が関係する所有権移転の番号1及び番号2の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第62号の松崎委員が関係する所有権移転の番号1及び番号2の案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。
松崎委員に着席の連絡をしてください。

21番 [着席]

会長 次に、池田直人委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

27番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 38項の利用権設定分の番号1から番号5です。貸借です。

この案件につきましては、委員分及び借人が池田委員と農業経営が同一であるという関係上、議事への参与を制限いたします。

面積について、田は無し、畑は7,526㎡、計7,526㎡、うち再設定面積は7,526㎡、利用権設定件数は5件、うち再設定件数は5件です。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定に基づき作成され、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

会長 何かご質疑等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第62号の池田委員が関係する利用権設定の番号1から番号5までの案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第62号の池田委員が関係する利用権設定の番号1から番号5までの案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

池田委員に着席の連絡をしてください。

27番 [着席]

会長 次に、西園賢一郎委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

17番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 39項の利用権設定分の番号9です。貸借です。

面積について、田は無し、畑は3,669㎡、計3,669㎡、うち再設定面積は3,669㎡、利用権設定件数は1件、うち再設定件数は1件です。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定に基づき作成され、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

会長 何かご質疑等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第62号の西園委員が関係する利用権設定の番号9の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第62号の西園委員が関係する利用権設定の番号9の案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

西園委員に着席の連絡をしてください。

17番 [着席]

会長 次に、田中宏和委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

33番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 46項の農地中間管理事業分の番号24、47項の番号25です。貸借です。

面積について、田は無し、畑は6,234㎡、計6,234㎡、利用権設定件数は2件です。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項

の規定に基づき作成され、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

会長 何かご質疑等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第62号の田中委員が関係する農地中間管理事業の番号24及び番号25の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第62号の田中委員が関係する農地中間管理事業の番号24及び番号25の案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

田中委員に着席の連絡をしてください。

33番 [着席]

会長 次に、永野彰一委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

34番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 50項の農地中間管理事業分の番号43・44、51項の番号45・46です。貸借です。

面積について、田は無し、畑は4,715㎡、計4,715㎡、利用権設定件数は4件です。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定に基づき作成され、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

会長 何かご質疑等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第62号の永野委員が関係する農地中間管理事業の番号43から番号46までの案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第62号の永野委員が関係する農地中間管理事業の番号43から番号46までの案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

永野委員に着席の連絡をしてください。

34番 [着席]

会長 ここで、しばらく休憩します。次の会議を10時10分とします。

<休憩：10時00分～10時10分>

会長 休憩前に引き続き会議を開きます。

会長 次に、久保聖子委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

6番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 54項の農地中間管理事業分の番号59・60・61です。貸借です。

この案件については、借人が久保委員と経営が同一であるという関係上、議事への参与を制限いたします。

面積について、田は無し、畑は2,707㎡、計2,707㎡、利用権設定件数は3件です。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定に基づき作成され、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

会長 何かご質疑等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第62号の久保委員が関係する農地中間管理事業の番号59から番号61までの案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第62号の久保委員が関係する農地中間管理事業の番号59から番号61までの案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

久保委員に着席の連絡をしてください。

6番 [着席]

会長 次に、議案第62号の議事参与制限以外の案件を審議します。

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 まず、利用権設定分です。資料の38から40頁です。貸借です。

面積について、田は8,962㎡、畑は1,988㎡、計10,950㎡、うち再設定面積は6,190㎡、利用権設定件数は9件、うち再設定件数は4件です。

最後に、農地中間管理事業分です。資料の41項から54項です。貸借です。

面積について、田は23,109㎡、畑は、計87,262㎡、利用権設定件数は54件です。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定に基づき作成され、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

会長 何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第62号の議事参与制限以外のすべての案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第62号の議事参与制限以外のすべての案件は、計画案どおりに決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

会長 次に、日程第7、議案第63号 日置市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針について」を議題とします。

会長 事務局の説明を求めます。

事務局長 56頁をご覧ください。

議案第63号日置市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」についてであります。

この指針は、農業有委員会等に関する法律第7条第1項の規定に基づき、令和2年度に定めた日置市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について、農業委員及び農地利用最適化推進委員の改選期である令和5年度に検証・見直しを行う必要があるため提案するものでございます。ご審議よろしくをお願いします。

会長 はい、ありがとうございました。

ただいまの説明について、何かご質疑等はありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第63号日置市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の策定に賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数ですので、議案第63号 日置市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」については、事務局提案のとおり策定することに決定しました。

会長 次に、日程第8、議案第64号「農作業標準賃金表及び農地の賃借料情報に係る審議」を議題とし

ます。

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 議案第64号「令和6年度の農作業標準賃金表及び農地の賃借料情報に係る審議」について、ご説明いたします。

本日お配りしています「農作業関連標準賃金比較表」にて説明いたします。

地域ごとに検討していただいた結果を1月18日に地域代表の方々と協議した内容となっております。

まず、農作業標準賃金表の一般農作業最低賃金は、鹿児島県最低賃金の改定による変更で、5年度と比べて350円の増額となっております。

それ以下の項目には、本日冒頭の会長のあいさつの中でもあったように、燃料も高くなっているため、数円から多いもので700円ほど増額となっております。

また、今回よりハーベスタ料金を追加しております。

次に農地の賃借料情報は、地域毎に賃借料を設定してあります。

1番目の田畑の賃借料情報の平均額について、東市来地域の田は5年度と比べて400円の減、畑は5年度と同額です。

伊集院地域の田は5年度と同額、畑は5年度と比べて200円の減となっております。

日吉地域及び吹上地域の田・畑の平均額は、5年度と同額となっております。

また、2番目の茶畑の賃借料情報については、5年度と同額となっております。

説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 はい、ありがとうございました。

今、説明していただきましたが、農作業関連標準賃金について、甘藷の青果用については、「話し合い」によるという事で、文言を追加してあります。また、ハーベスタ料金は、問い合わせが多かったため、今回追加しております。

ただいまの説明について、何かご質疑等ございませんか。

12番 農作業関連標準賃金についてですが、一覧表にして金額を示してあるが、田舎に行くと、農作業の受委託は、この示してある金額ですよね、という言葉が言われる。

会長 天気の影響や地域、圃場の状況でも違うので、あくまでもお示ししている金額は標準なので、両方で話し合って決めてくださいと伝えてください。

他にはございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑ございませんので、議案第64号農作業標準賃金表及び農地の賃借料情報に係る審議の案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数ですので、議案第64号農作業標準賃金表及び農地の賃借料情報に係る審議の案件について、原案のとおり決定しました。

すべての審議が終わりました。閉会のあいさつを会長代理お願いします。

会長 はい、ありがとうございました。

会長 以上で、本日のすべての審議は終了いたしました。

閉会のあいさつを会長代理をお願いします。

2番 令和5年度1月総会を閉会します。

(閉会 10時25分)

この議事録が真正なものと認め、ここに署名する。

会 長

16番

17番